

# 那覇市景観計画目次

## 第 1 章 景観計画策定の目的と構成

1. 背景と目的	01
1 - 1 背景	01
1 - 2 計画の目的	02
1 - 3 景観の意味	02
2. 計画の位置づけと構成	04
2 - 1 位置づけ	04
2 - 2 基本的な構成	05
2 - 3 計画の整合	07
2 - 4 計画期間と見直し	07

## 第 2 章 那覇市の景観特性と課題

1. 景観特性	08
1 - 1 景観資源の現況整理と検証	08
1 - 2 景観資源の現況（都市景観基本計画に沿って）	12
2. 那覇市の景観特性と課題	23

## 第 3 章 理念・目標

1. 計画の理念	35
2. 目標	37

## 第 4 章 景観計画の区域（法第 8 条第 2 項 1 号）

1. 景観計画区域の範囲並びに区分についての基本的な考え方	39
1 - 1 景観計画区域の範囲	39
1 - 2 基本的な区分の考え方	39
2. 骨格的景観要素の設定	40
2 - 1 要素設定の考え方	40
2 - 2 要素設定の基本的な方針	41
2 - 3 骨格的景観要素の設定	44
3. 類型別景観エリアの設定	50
3 - 1 エリア設定の考え方	50
3 - 2 類型別エリアの設定	51

## 第 5 章 区域における良好な景観形成に関する方針（法 8 条第 2 項第 2 号）

1. 骨格的景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
  - 1 - 1 斜面樹林等、面的な緑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
  - 1 - 2 地域・地区の自然軸としての河川・那覇らしさを有する西向き海岸線・・・・ 60
  - 1 - 3 地域・地区を貫く・区切る・つなぐ 幹線道路軸・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
  - 1 - 4 眺望点と眺望景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
2. 類型別エリアの景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
  - 2 - 1 全エリア共通の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
  - 2 - 2 エリア別の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

## 第 6 章 行為の制限に関する事項（景観法第 8 条第 2 項第 3 号）

1. 景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
  - 1 - 1 建築物及び工作物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
  - 1 - 2 重点地区景観形成基準設定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
2. 大規模な行為に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
3. 届出が必要な行為（届出対象行為）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
  - 3 - 1 建築物及び工作物の届出の対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
  - 3 - 2 建築物及び工作物を除く届出対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
  - 3 - 3 届出の適用除外となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
  - 3 - 4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限・ 83
  - 3 - 5 特定届出対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
  - 3 - 6 変更命令（建築物及び工作物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
  - 3 - 7 届け出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

## 第 7 章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

（景観法第 8 条第 2 項第四号関連）

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

## 第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第五号関連）

- 景観重要公共施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

## 第 9 章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

（景観法第 8 条第 2 項第五号イ関連）

- 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

## 第 10 章 今後の景観づくりの進め方（推進に向けて）

1. 景観計画の推進及び充実化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
2. 都市計画手法等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
3. 景観づくりの取り組み体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
4. 市民協働の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90